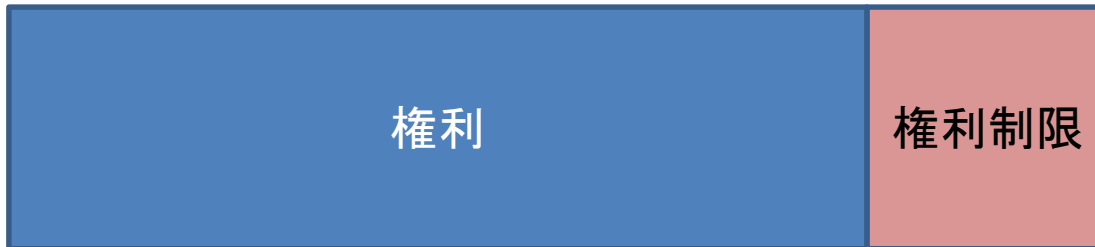


著作権法のバッファ

弁護士

梶山敬士

権利(侵害)と権利制限



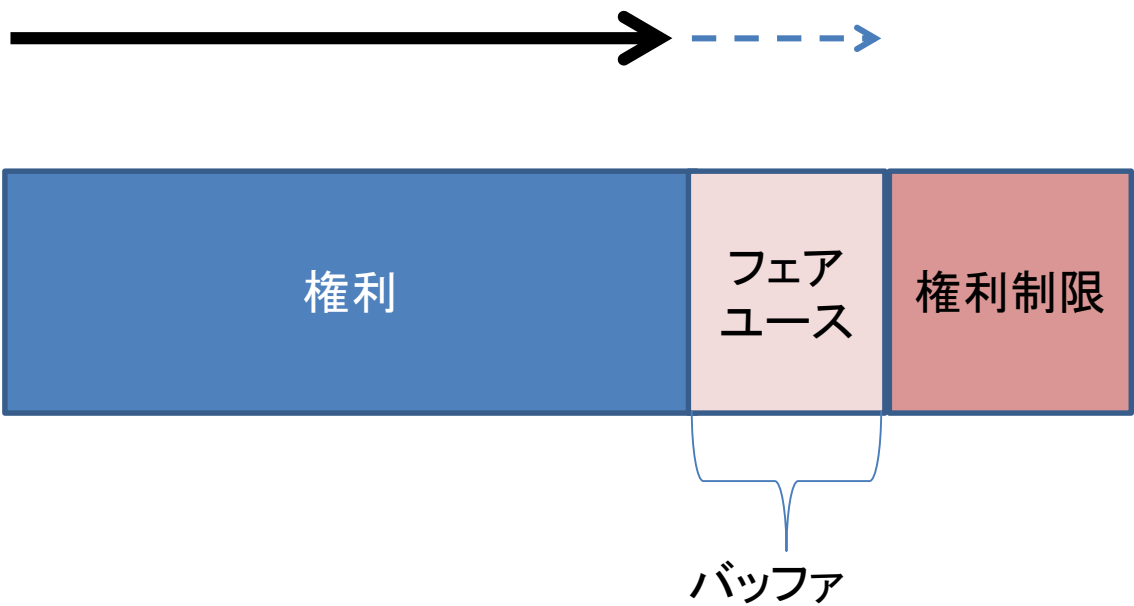
(原則権利)2分論

米法107条

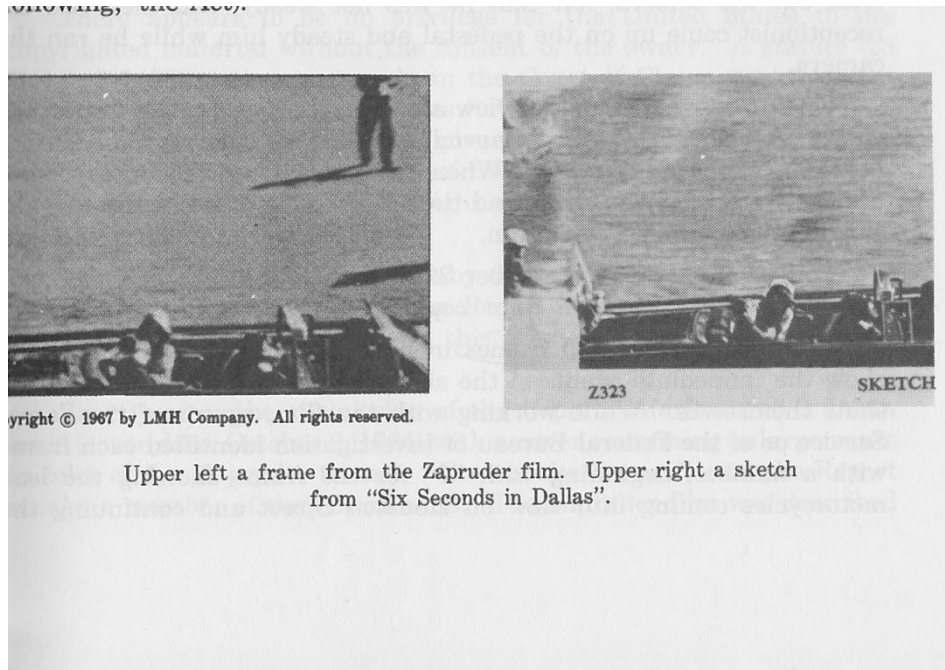
106条及び106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、授業(教室において使用するための多数の複製を含む。)、研究又は調査等を目的とする著作物の公正使用(複製物又はレコードへの複製その他同条に明記する手段による使用を含む)は著作権侵害とならない。特定の場合に著作物の使用が公正使用となるかどうかを判定する場合には、考慮すべき要素として以下を含むものとする。

- (1) 使用の目的及び性格(使用が商業性を有するかどうか又は非営利の教育を目的とするかどうかの別を含む。)
- (2) 著作物の性質
- (3) 著作物全体との関連において、使用された部分の量及び実質性
- (4) 著作物の潜在的市場又は価値に対する使用の影響。作品が未公表であるという事実は、上記全要素を考慮した上認定される限り、それ自体で公正使用の認定を妨げるものではない。

フェアユース (制度的バッファ) 3分論



Time Incorporated v. Bernard Geis Associates (SDNY 293 F.Supp. 130, 1968)



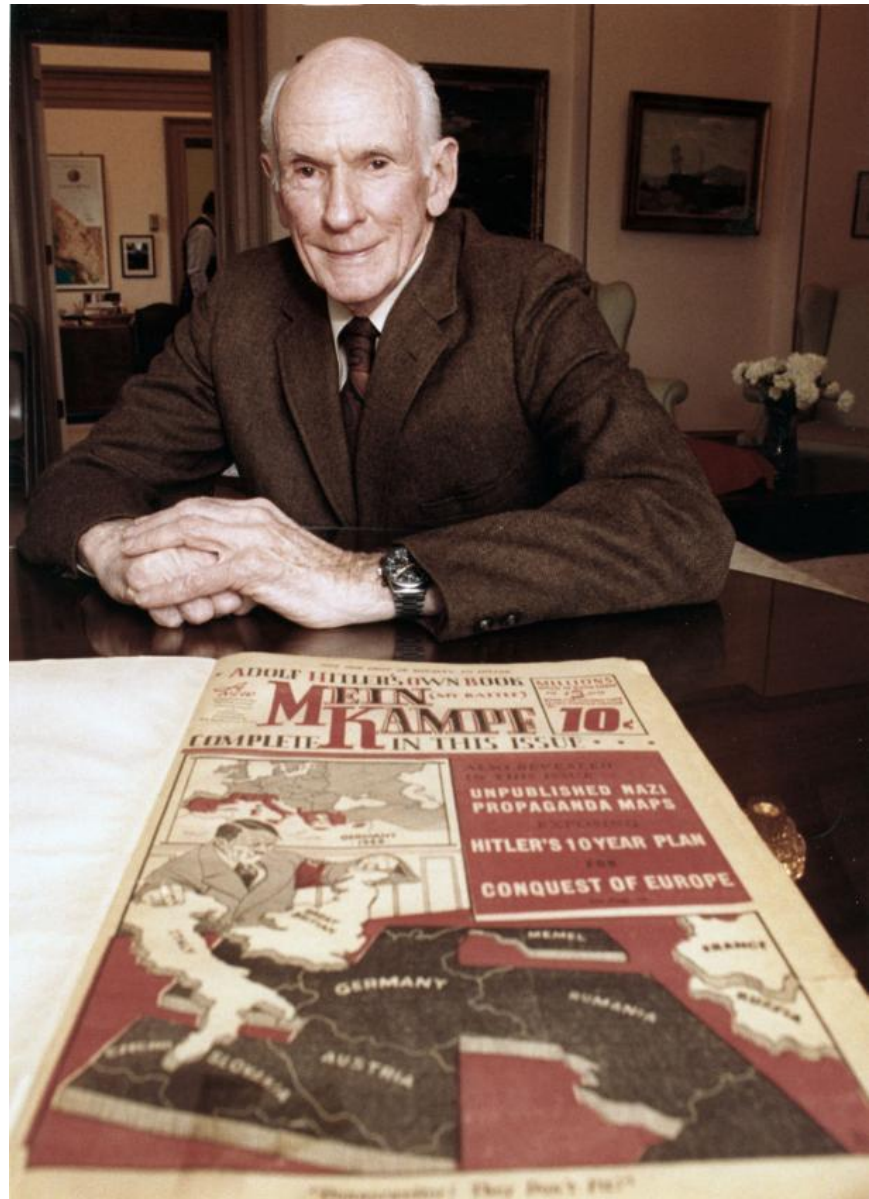
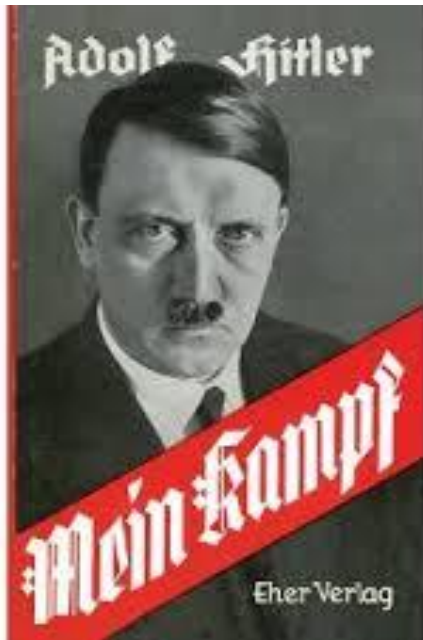
事実関係

ケネディーの暗殺現場で8ミリを回していた人がいた。Time社は著作権を買った。被告は「ダラスの6秒」という暗殺に関する研究書を書いた。写真を使いたいと何度もTime社に頼んだが、自社以外使わせないと断られた。被告はスケッチを掲載した。

フェアユースの判断

ケネディー大統領の殺害について有用な全ての情報を持つという公益がある。被告はこの主題について真剣な仕事をしたし、公衆が考慮するに値する理論を持っている。・・・原告への害は仮にあっても些少である。原告と被告の間に何の競合もない。

Alan Cranston



Houghton Mifflin Co. v. Noram Pub. Co. Inc., 28 F.Supp. 676 (S.D.N.Y. 1939)

- ・著作物は、ヒトラーの「我が闘争」、人種的偏見に満ちたもの
原告はその英訳版(3ドル)を出した出版者
- ・Cranstonは通信記者としてヨーロッパに赴任していたが、
我が闘争を読んで慄然とした。英訳を読むと、不適當な点を削除
したりしていた。そこで、許諾なく正訳版(ただし、大事な部分だけ)を作り、
10セントで売ったところ、10日間で50万部も売れた。
(上院議員を20年以上勤めた。)
- ・裁判所は、差止を認めた。

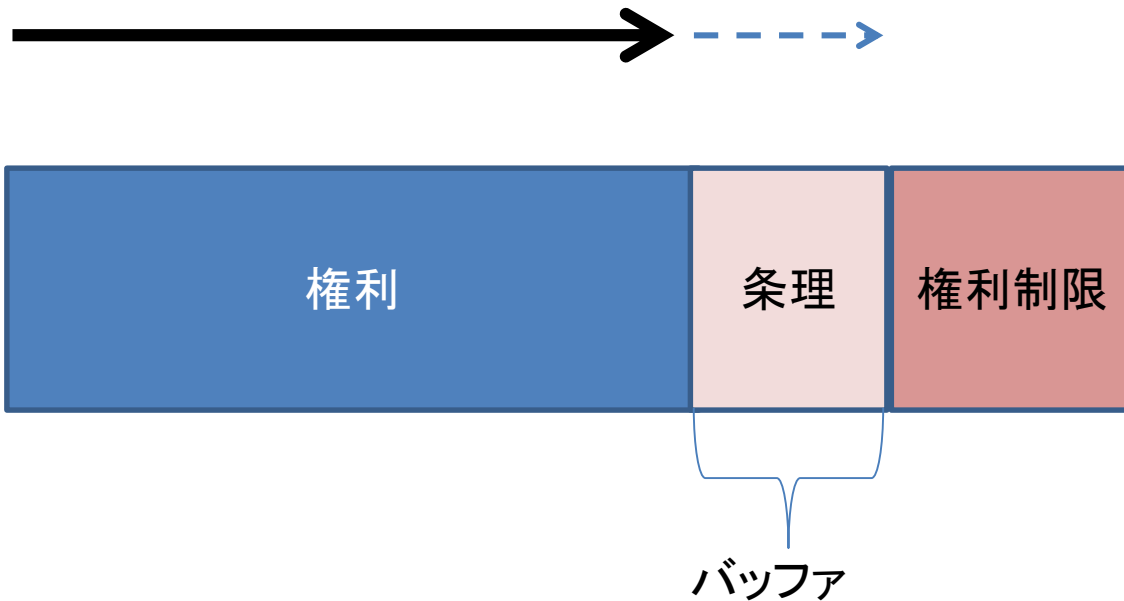
フェアユースが必要となる場面

- ・ネットやコンピューターだけの話ではない。
- ・パロディーだけの話ではない。

◎情報の流通、知る権利・・・

様々な状況、事実関係、社会的利益・・・・・・・・

(条理的バッファ) 3分論



条理的バッファ

・権利制限が規定されていなくとも、
条理として権利の及ばない領域は
あった。

(判例) 雪月花、働く自動車、中古ソ
フト…

(その他)

雪月花事件—複製でないとした。 東京地判平成11.10.27判時1701号157頁、東京高判平成14.2.18

桐(時代仕上)



●OP 097 125-OT 021 142

OP 097 125

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥59,800

OP 097 124

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥54,800

日本の風土に合った理想的な木として親しまれてきた桐、層層と知られる新調の知度と桐を静かな佇まいに、真面目に伝統の時代仕上を施しました。

OL 002 172

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥69,800

OL 002 171

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥66,800

OL 014 007

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥19,800

●本社、代理店、卸売業者等による複製は各製品別の特許権、商標、著作権等が侵害される事と見なされる場合があります。 ●本製品のデザインは特許権が認められており、複製、模倣、転載等の行為は法的責任を負う事となります。 ●本製品のデザインは特許権が認められており、複製、模倣、転載等の行為は法的責任を負う事となります。 ●本製品のデザインは特許権が認められており、複製、模倣、転載等の行為は法的責任を負う事となります。



●OP 007 141

OL 002 202

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥74,000

OL 002 201

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥68,000

OP 097 140

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥59,000

OL 014 013

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥18,800

OP 035 119

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥18,800

●本社、代理店、卸売業者等による複製は各製品別の特許権、商標、著作権等が侵害される事と見なされる場合があります。 ●本製品のデザインは特許権が認められており、複製、模倣、転載等の行為は法的責任を負う事となります。 ●本製品のデザインは特許権が認められており、複製、模倣、転載等の行為は法的責任を負う事となります。 ●本製品のデザインは特許権が認められており、複製、模倣、転載等の行為は法的責任を負う事となります。

檜

OP 097 142

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥78,000

OP 097 141

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥65,000

OL 002 202

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥74,000

OL 002 201

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥68,000

OP 097 140

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥59,000

OL 014 013

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥18,800

OP 035 119

【製品】スイング付(スライド電動タイプ)
●製品仕様
●材質
●色
●寸法
●重量
●価格

●電球色
●電球タイプ

●価格 ¥18,800

●本社、代理店、卸売業者等による複製は各製品別の特許権、商標、著作権等が侵害される事と見なされる場合があります。 ●本製品のデザインは特許権が認められており、複製、模倣、転載等の行為は法的責任を負う事となります。 ●本製品のデザインは特許権が認められており、複製、模倣、転載等の行為は法的責任を負う事となります。 ●本製品のデザインは特許権が認められており、複製、模倣、転載等の行為は法的責任を負う事となります。

和風シリーズライト

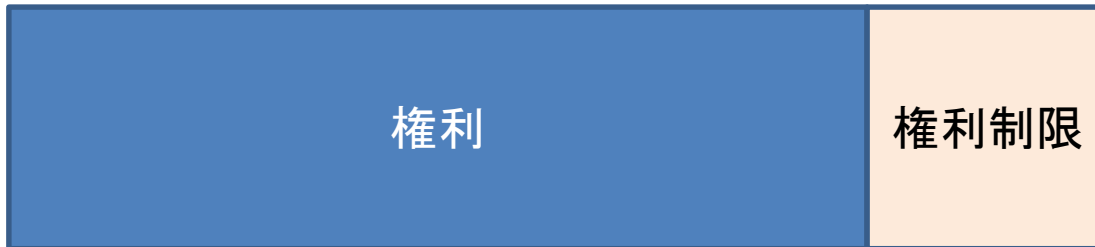
和風シリーズライト

はたらくじどうしゃ事件—公開の美術(46条)とした。
東京地判平成13.7.25 判時1758号137頁



判例時報1758号142頁より

権利(侵害)と権利制限



(原則権利)2分論

個別的制限規定の功罪

メリット：当該行為の適法性が明確化される。

デメリット：

1. もともと「実行されていた」「訴訟等問題化されたことがなかった」事柄ではないか。つまり、条理のバッファで処理されてきた。
2. 制限規定にない行為は禁止されるとみなされやすい。原則優先。バッファがなくなる。
3. 制限規定は制限的になりやすい。雪月花と付随的利用。
「分離することが困難」30条の2
4. 十分ではない。遅い。
5. 窮屈かつ煩雑→一般的規定を設けた上で、必要なら個別的制限規定を設ける。